

標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱（平成29年6月8日訓令第44号）

最終改正:

改正内容:平成29年6月8日訓令第44号〔平成29年6月8日〕

○標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱

平成29年6月8日訓令第44号

標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 標茶町地域おこし協力隊設置要綱（平成29年標茶町訓令第43号）に定める標茶町地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の活動を支援することを目的に、協力隊員が借り上げる民間賃貸住宅の家賃相当額及び手数料について補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）民間賃貸住宅 国、地方公共団体等の設置する公的住宅、社宅、合宿所その他の契約期間が1年未満の短期間滞在を目的とした住宅、2親等以内の親族が所有する住宅その他のこの補助金の趣旨に合わない住宅を除く、居住用の賃貸住宅（集合住宅を含む。）をいう。
- （2）家賃 建物の賃貸借契約に定められた月ごとに払う賃借料をいう。
- （3）手数料 建物賃貸借契約に必要な敷金及び礼金並びに契約手数料をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、町税等に滞納がある者及び標茶町暴力団排除条例（平成25年標茶町条例第2号）第2条に規定する暴力団員等である者は対象としない。

- （1）協力隊員であること。
- （2）家賃及び手数料においては、協力隊員自らが契約者となり、町内の民間賃貸住宅の建物賃貸借契約を締結し、当該民間賃貸住宅に居住していること。

（補助金額）

第4条 家賃補助金額は、対象者が居住する民間賃貸住宅の家賃の額とし、月額50,000円を限度とする。

2 手数料補助金額は、協力隊員として最初に居住した民間賃貸住宅の建物賃貸借契約のみを交付対象とし、補助金額の上限は契約した民間賃貸住宅の家賃の3ヵ月分又は150,000円のいずれか低い額とする。

（補助期間）

第5条 補助する期間は、標茶町地域おこし協力隊設置要綱第6条に定める委嘱期間をいう。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者が第3条の要件に該当しなくなったときは、その属する月までを補助期間とする。

3 補助期間は、1月を単位とし、1月に満たない場合は、1月とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする協力隊員は、標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付（変更）申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとし、併せて次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）建物賃貸借契約書の写し
- （2）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条による申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否の決定を標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により協力隊員に通知するものとする。

（補助事業の変更申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた協力隊員は、当該決定を受けた補助期間内に第6条で申請した次に掲げる事項に変更が生じた場合は、標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付（変更）申請書により速やかに届出なければならない。

- （1）申請者の住所
- （2）賃貸借契約期間
- （3）家賃

（補助金の請求及び交付）

第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた協力隊員は、毎月10日までに、標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付請求書（別記様式第3号）により町長に請求するものとする。

2 町長は前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに審査し、適当と認められるときは、その請求のあった日から14日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた協力隊員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。

- （1）補助金を目的外に使用したとき。
- （2）虚偽の申込み、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （3）特別な事由もなく町税等を滞納したとき。

2 第4条第2項に規定する手数料の交付対象者になった者は、民間賃貸住宅を退去する際に手数料の還付があったときはその還付された金額を町に返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた協力隊員は、当該決定を受けた日に属する年度の翌年度の4月20日までに、速やかに標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金実績報告書(別記様式第4号)により報告を行うものとし、併せて次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 家賃等納入証明書(別記様式第5号)又は家賃の支払いを証明する書類

(2) その他、町長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定められるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月8日から施行する。

年 月 日

標茶町長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付申請書

標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱第 6 条の規定により、 年度標茶町
地域おこし協力隊家賃等補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請しま
す。
なお、本申請にあたっては、住民登録について確認されることに同意します。

記

1	住宅名称	
2	所在地	標茶町
3	貸主	
	住所	
	氏名	
4	賃貸借契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5	家賃額	月額 円
6	手数料	円
7	添付書類	建物質貸借契約書の写し

年 月 日

様

標茶町長

標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金について標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分	1 交付する 2 交付しない 【交付しない理由】		
2 補助期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
3 交付決定額	家 賃	月額 円	
	手数料	円	
4 その他			

年 月 日

標茶町長

申請者 住 所
氏 名 印
連絡先

標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金交付請求書

年 月 日標茶町指令第 号で交付決定通知のありました
年度標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金の交付について、標茶町地域おこし協力隊家賃
等補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金請求額	円	
2 補助対象	☐ 家 賃	年 月分 円
	☐ 手数料	円
3 振込先	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	預金口座名	

年 月 日

標茶町長

住 所
氏 名
電話番号

印

年度 標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金実績報告書

年 月 日標茶町指令 号で交付決定を受けた 年度標茶町地域おこし協力隊家賃等補助金については、下記のとおり家賃等の支払いを証明し、実績報告します。

記

- 1 家賃等納入証明書（別記様式第5号）又は家賃の支払いを証明する書類
- 2 その他

年 月 日

標茶町長

貸主
住所
氏名

印

家賃等納入証明書

下記の者に賃貸している物件について、期間内に家賃の未納がないことを証明します。

1 借主氏名	
2 賃借物の所在地	
3 賃貸期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
4 家賃	月額 円
5 手数料	円